

(別紙4)【様式第8：実績報告書に添付】

交付決定通知書に記載の日付を記入してください。

収益納付に係る報

平成29年7月27日付けをもって交付決定の補助事業の実施期間内における事業化等の状況に付要綱【追加公募分】第25条の規定に基づき、

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

1. 補助事業の実施結果の事業化
2. 産業財産権等の譲渡または実施権の設定
3. その他補助事業の実施により発生した収益

有
有
有

無
無
無

補助事業者が、以下①～④の前提で、収益納付対象となる、新商品Aの製造販売を実施した場合の記載例を記入しています。

<前提条件>

- ①機械装置（対象経費：30万円）を購入した。
- ②当該機械装置で原価等（対象外経費：40万円）をかけて、新商品を生産した。
- ③補助事業終了日までに79万円を売り上げた。
- ④機械装置を購入したほか、収益納付対象にならない新商品A宣伝用チラシを45万円発注し、補助対象経費合計額は75万円であった。

(単位：円)

計画名	補助金額 (A)	補助対象経費 (B)	補助事業に係る収益額 (C)	収入額 (D) 除外額 (E)	納付額 (F)
新商品Aの製造・販売による販路開拓の実現	500,000円 (A)	750,000円 (B)	390,000円 (D) - 300,000円 (E) = 90,000円 (C)	収入額 790,000円 (売上高) - 400,000円 (製造原価等) = 390,000円 (D) 除外額 300,000円 (E)	60,000円 (F)

【記載注意事項】

- (1) 1. ~ 3. においてすべて「無」の場合には、上記欄への記入は不要。
- (2) 「補助金額 (A)」は、別紙3の支出内訳書に記載の補助金額をいう。
- (3) 「補助事業対象経費 (B)」とは、別紙3の支出内訳書に記載の補助対象経費合計をいう。
- (4) 「補助事業に係る収益額 (C)」とは、補助事業期間における当該事業の収益額をいう。
- (5) 「除外額 (E)」とは、別紙3の補助対象経費をいう。
収益額 (C) = 補助事業の収入額 (D) - 除外額 (E)
なお、(C) がゼロまたはマイナスの場合には、(C) にゼロと記載する。
- (6) 納付額 (F) = 収益額 (C) × 補助金額 (A) / 補助対象経費 (B)
なお、収益があがっていない場合には、(F) にゼロと記載する。

(注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

(注) 共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。